

## 再入国許可

### ○再入国の許可を得たいとき

日本に在留している外国人が長期間出国し、再び日本に入国する場合、出国する前に、出入国在留管理局で再入国許可を受けておくと、再入国の際、新たにビザを申請する必要がありません。

その許可は、原則として1回限り有効ですが、たびたび海外へ出かける人については、数次再入国の許可を受けることもできます。

再入国許可の発行は有料です。1回限り有効の再入国許可と、数次有効の再入国許可は、料金が異なります。  
(有効なパスポートと在留カード等を所持していれば、再入国許可の取得が不要な場合もあります。)

### ○必要書類

それぞれの在留資格と在留状況により、提出書類が異なります。

問い合わせ先

大阪出入国在留管理局神戸支局

(神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎)

078-391-6377